



今日からできるSDGs

～容器包装プラスチックの分別に取り組もう!～



今年4月1日にプラスチック資源循環促進法が施行されました。

プラスチック製品の設計から廃棄物の処理まで、一連の流れの中で資源の循環等の取組を促進するための法律です。プラスチックは現代社会に必要不可欠な素材ですが、一方で、様々な地球環境問題も引き起こしています。



分別って 大事やなあ～

どんな問題を引き起こすの？

●**海洋プラスチックごみ**…陸でごみとして捨てられたプラスチックは、最終的に海にたどり着き、海の生物を傷付けます。また、波や紫外線などの影響で5mm以下に小さくなったマイクロプラスチックが海の生物や生態系に取り込まれ、人体にも悪影響を及ぼします。

●**地球温暖化問題**…プラスチックの多くは石油で作られています。そして、プラスチックの焼却処分時に温室効果ガスを発生させます。

大阪市では、プラスチック資源循環のための取組の一つとして、「容器包装プラスチック」の分別・リサイクルを進めています。

令和3年度の北区の容器包装プラスチックの分別率は36.5%。大阪市全体の分別率45.5%と比べると低い結果です。正しい分別方法を知って、今日できることから始めてみませんか？



〈容器包装プラスチックの出し方〉

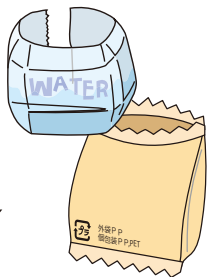
ごみの分別に関するお問合せ 東北環境事業センター ☎06-6323-3511

容器包装プラスチックとは？

中身(商品)を取り出した後、使い切ったりした後に不要となるプラスチック製の「容器(入れもの)」や「包装(包み、袋)」のことです。

●対象品目

容器包装プラスチックにはプラマークが表示されています



ボトル、カップ、パック類

- 食用油・ドレッシング・洗剤・シャンプー・化粧品の容器
- カップ麺・プリンのカップ
- 卵・ハムのパック
- コンビニ弁当の容器 など



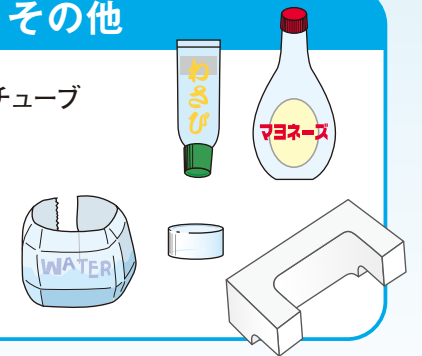
袋、ラップ、トレイ(皿型容器類)

- パンや菓子の袋
- 生鮮食品のラップやカップ麺の外側フィルム
- インスタント食品・冷凍食品の袋
- レジ袋
- 惣菜・生鮮食品・寿司のトレイ
- 菓子の仕切りトレイ など



チューブ類 その他

- マヨネーズ・練わさび・歯磨き粉のチューブ
- ペットボトル・スプレー缶・びんのプラスチック製のふた・ラベル
- 家電製品などの商品を保護する発泡スチロールやシート など



対象外品目

プラスチック製のものでも、商品そのものは対象外です。

⇒普通ごみとしてお出しください

●商品の付属品

飲料パックのストロー/弁当のスプーン/洗濯石鹸の計量スプーン など



●商品そのもの

おもちゃ/DVDケース/ボールペン/歯ブラシ/バケツ/使い捨てライター など



〈出し方と注意点〉

容器包装プラスチックとして出されたごみは、民間の選別施設で手作業により容器包装プラスチック以外のものを取り除いた後、圧縮梱包されて再商品化されます。より良いリサイクルのため、以下の点に注意しましょう。

①中身を使い切ってから出す

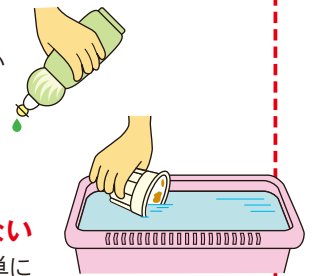
容器や袋などは中身を使い切ってから出してください

②汚れは洗ってから出す

残りかすがどうしても残る場合は、すすいでください ※汚れが取れないものは普通ごみに出してください

③容器包装プラスチック以外のものは混ぜない

紙製のラベルやシール(値札など)は、小さくても簡単に取れるものは取ってください ※簡単に取れないものはそのまま出してください



＼ごみの分別に迷ったらアプリやLINEをご活用ください!／

●ごみ分別アプリ「さんあ〜る」

- ごみ収集日カレンダー
- ごみ出し日通知
- 品目別収集区分一覧表(50音順)
- ごみ出し便利帳(ごみのマナーABC)
- 大阪市環境局からのお知らせ など



●北区役所公式LINE

ごみ収集曜日や時間帯の確認、ごみ分別検索などが利用できます。 北区役所公式LINE▲

